



鳥取県公報

令和7年6月13日（金）
第9701号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（384）（経営支援課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（3件）（385～387）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 2
	国土調査の成果の認証（388）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定の解除（389）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定の解除予定（390）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	指定居宅サービス事業者の指定（391）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 4
	指定介護予防サービス事業者の指定（392）（〃）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施（図書館）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第384号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
就農相談者数・新規就農者数調査
- 2 調査の目的
市町村、農協等の関係機関を対象に就農相談者数・新規就農者数の調査を実施し、就農状況の実態を把握するとともに、就農前後の指導援助及び今後の施策の検討資料とすることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲 鳥取県全域
 - (2) 属性的範囲 市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、農業法人等
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 就農相談者数調査
県内外の相談者数及び希望部門
 - イ 新規就農者数調査
氏名、市町村名（就農地）、就農時年齢区分、性別、就農年月、出身（農家、非農家）、就農形態（経営継承、新規参入、雇用就農、親元就農、退職就農）、個人・法人の別、主たる経営部門、品目、就農前の状況、農業関係の学歴、就農認定の有無、経営開始資金交付の有無、移住区分及び就農前居住地
 - (2) 基準となる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間について、第1期（4月から7月まで）、第2期（8月から11月まで）及び第3期（12月から3月まで）に区分し、各回においてそれぞれが対象とする4か月間
- 5 報告を求める者
市町村、市町村農業委員会及び農業協同組合
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県から報告者に調査票の電子データを電子メールにより送信し、報告者は調査票に入力の上、電子メールにより鳥取県に送信する。
- 7 報告を求める期間
 - (1) 第1期 令和7年8月下旬
 - (2) 第2期 令和7年12月下旬
 - (3) 第3期 令和8年5月下旬
- 8 調査票情報の保存期間
令和13年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、灘手土地改良区の定款の変更を令和7年6月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条水系土地改良区の定款の変更を令和7年6月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を令和7年6月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第388号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日野郡江府町	令和4年度から令和5年度まで	江府町（大字柿原の一部（20223140301））の地籍図及び地籍簿	江府町大字柿原の一部	令和7年5月30日
〃	〃	江府町（大字宮市の一部（20223140302））の地籍図及び地籍簿	江府町大字宮市の一部	〃
〃	〃	江府町（大字武庫の一部（20223140303））の地籍図及び地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃

鳥取県告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字高浜2164の813
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第390号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字駒埴字櫛波口上エ406の6・408の6・409の3・409の4（以上4筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第391号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アンビス	医心館 訪問介護ステーション米子	米子市角盤町四丁目82	令和7年6月1日	訪問介護
〃	医心館 訪問看護ステーション米子	〃	〃	訪問看護

鳥取県告示第392号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年6月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アンビス	医心館 訪問看護ステーション米子	米子市角盤町四丁目82	令和7年6月1日	介護予防訪問看護

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月13日

鳥取県立図書館長 西 尾 麻 都 子

- 1 調達内容
 - (1) 業務の名称及び数量
「とっとりデジタルコレクション」システム賃貸借・保守業務 一式
 - (2) 業務の仕様
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 業務期間
ア 契約期間

契約締結日から令和13年2月28日まで

イ 賃貸借期間及び保守期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

(4) 納入場所

仕様書による。

(5) 入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める企画提案書等（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。

イ 入札は、紙により行うものであること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、
(1)に掲げる調達案件に係る必要な機器等の金額を合計し消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年6月18日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ 本件公告に示した業務を期間内に確実に履行できる者であること。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 本件公告に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア及びウからキまでの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

- (ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
- (イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営
- (ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年6月18日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 成立の時期及び解散の時期
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (テ) 解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館総務課

電話 0857-26-8155

電子メールアドレス toshokan@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和7年6月13日（金）から同年7月2日（水）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.library.pref.tottori.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年6月13日（金）から同年7月2日（水）までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、同年6月30日（月）は休館のため、図書館駐車場側の職員通用口から入館すること。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和7年7月23日（水）午後2時。ただし、郵便等による企画提案書等の受領期限は、同日正午までとする。

イ 提出場所

（1）に同じ。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月23日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書等の受領期限は、同日正午までとする。

イ 場所

〒680-0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館2階 大研修室

なお、落札者は、入札説明書で示すところにより後日評価し、決定した上で、通知する。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表及び入札者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年7月2日（水）午後5時までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、企画提案書等を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

(4) 入札者は、(2)及び(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（令和7年度「とっとりデジタルコレクション」システム賃貸借・保守業務総合評価競争入札審査会）（以下「審査会」という。）を設けて行う企画提案書等の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札参加者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

(3) 鳥取県立図書館長は、審査会の選定をもとに落札者を決定する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「「とっとりデジタルコレクション」システム賃貸借・保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products : lease and maintenance of server computer system of digital archive: 1 set

(2) 5:00 PM, 2, July, 2025 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2:00 PM, 23, July, 2025 : Time-limit for submission of tenders
(noon, 23, July, 2025 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Library, Tottori Prefectural Board of Education 101 Shotoku-cho, Tottori-shi, Tottori 680-0017 Japan
TEL : 0857-26-8155